

公益財団法人大学基準協会

所蔵資料の閲覧等に関する規程

平27. 9. 18決定

平28. 2. 26改定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会定款第4条第1項第4号に規定する大学教育研究活動の改善のための助言及び援助並びに情報の提供の事業のうち、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）の所蔵する資料の閲覧等について定める。

(定義)

第2条 この規程において資料とは、本協会の所蔵する資料のうち次の各号に定めるものとする。

- 一 公開されている目録に登載された資料（以下「アーカイブズ資料」という。）
- 二 本協会刊行物
- 三 その他、本協会が閲覧を許可したもの

(閲覧の条件)

第3条 資料の閲覧は、本協会の正会員若しくは賛助会員に所属する教職員及び大学院生、またはこれらに紹介された個人及び団体所属者で学術研究を目的とする者に対し、次の各号に該当しない場合に限り、本協会の定める手続きを経て許可するものとする。

- 一 営利を目的とするもの
- 二 特定の宗教又は政治活動を目的とするもの
- 三 本協会の業務上の機密事項にかかわる又はその可能性のある資料
- 四 本協会の日常業務の運営に著しい支障をきたす場合
- 五 その他本協会が不相当と判断する場合

(閲覧時間)

第4条 資料の閲覧を許可する時間は、原則として本協会が業務を行う日の午前10時から午後4時までの間とする。ただし、本協会の事業運営上支障がある場合はこの限りではない。

(閲覧場所)

第5条 資料の閲覧は、本協会が指定する場所にて行うものとする。

(閲覧料金)

第6条 資料の閲覧に係る料金は無償とする。

(閲覧の申請)

第7条 資料の閲覧にあたっては、資料閲覧を希望する日の少なくとも15日前までに資料閲覧申込願(様式1)を総務企画課長あてに提出しなければならない。

- 2 1回に閲覧できる資料は原則として簿冊又は刊行物等の合計10点までとする。
- 3 総務企画課長は、事務局長が別に定める「大学基準協会アーカイブズ資料閲覧審査に関する申合せ」に基づき、資料閲覧申込願の内容を審査し、必要に応じて大学評価・研究部の主幹又は部長と協議のうえ、閲覧の可否及び閲覧を許可する場合の条件等を決定し、資料の閲覧を申請した者(以下「申請者」という。)へ通知する。
- 4 資料閲覧申込願が提出された後、資料の閲覧の可否の検討に時間を要する場合は、申請者と相談して閲覧日程を調整する。

(閲覧者に順守させる事項)

第8条 資料の閲覧を申請して閲覧を許可された者(以下「閲覧者」という。)は、次の各号を順守するものとする。

- 一 指定された場所以外で資料の閲覧をしないこと
- 二 許可された目的以外で資料を利用しないこと
- 三 閲覧者以外に資料の閲覧をさせないこと
- 四 騒ぐ、資料を乱雑に扱う等、本協会の業務又は資料の管理に支障を及ぼすような行為をしないこと
- 五 その他資料の閲覧に際しては本協会職員の指示に従うこと

(閲覧の取消及び中止)

第9条 資料の閲覧を許可された後又は閲覧者が閲覧中であっても、次の各号に該当する場合は直ちに閲覧許可を取消し、閲覧を中止させる。

- 一 本協会の業務において、閲覧を許可した資料を緊急に使用する必要が生じた場合
- 二 第3条の閲覧条件に該当しないこととなった場合
- 三 閲覧者が第8条の各号を順守しない場合

(複写又は撮影の申請)

第10条 閲覧者が資料の複写又は撮影を希望する場合は、資料複写申込書(様式2)により総務企画課長あてに申請する。

- 2 総務企画課長は、資料複写申込書の内容を確認し、必要に応じて大学評価・研究部の主幹又は部長と協議のうえ、資料の複写又は撮影の可否を決定する。

(複写又は撮影可能な資料)

第11条 複写又は撮影をすることができる資料は、原則として閲覧が許可された資料のみとし、資料の保存状態等から複写又は撮影することが不相当であると判断される場合には、これを許可しない。

- 2 資料の複写又は撮影に際しては、著作権法の範囲内で行うこととする。

(複写又は撮影作業)

第 12 条 資料の複写は、資料複写申込書に基づき職員が行う。

2 資料の撮影は、資料複写申込書に基づき、本協会が指定する場所で閲覧者が行う。

(複写料金)

第 13 条 資料の複写を行う場合は、閲覧者は次の表に定める料金を、本協会へ納入する。

複写方法	大きさ	料金
電子式複写 (通常のコピー、モノクロ)	A 4	24 円 (税込)
	A 3	48 円 (税込)
電子情報の普通紙への複写 (モノクロ)	A 4	20 円 (税込)
	A 3	40 円 (税込)

(複写料金の不返却)

第 14 条 納入した複写料金は、事情のいかんにかかわらず返却しない。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

附 則 (平成 27 年 9 月 18 日)

この規程は、平成 27 年 9 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 26 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。